**北海道保健福祉部手数料条例（平成12年条例第７号）　抜粋**

（手数料を徴収する事務等）

第２条　手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

（手数料の納付方法等）

第３条　手数料は、別表１の項から１の５の項まで、165の２の項から165の４の項まで、165の８の項及び165の11の項に掲げる事務に係るものを除くほか、北海道収入証紙で納めなければならない。

（過料）

第５条　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 金　　額 | 徴収時期 |
| 168　介護保険法第115条の35第３項の規定に基づく介護サービス情報の調査（知事が定める計画に基づき行うものに限る。） | 介護サービス情報調査手数料 | ア　居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）、居宅介護支援、介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）又は地域密着型介護予防サービスに係る介護サービス情報の調査　**２１，５００円**イ　その他の介護サービスに係る介護サービス情報の調査　**２９，７００円** | 介護サービス情報の報告のときから調査のときまでの範囲内において知事が定めるとき |
|  | （摘要）　ア　一の事業所又は施設について、次に掲げるいずれかの組合せによる介護サービスに関する介護サービス情報の調査が同時に行われる場合は、当該調査は、１件の調査とする。この場合における介護サービス情報調査手数料の金額は、当該調査の対象となる介護サービスに第３欄イに該当する介護サービスが含まれているときは、**29,700円**とする。(ア)　訪問介護及び夜間対応型訪問介護(イ)　訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護(ウ)　訪問看護、指定療養通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下この項において同じ。）又は介護予防訪問看護のうち２以上の介護サービス(エ)　訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(オ)　通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護のうち２以上の介護サービス　(カ)　通所リハビリテーション、指定療養通所介護又は介護予防通所リハビリテーションのうち２以上の介護サービス(キ)　短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護のうち２以上の介護サービス(ク)　介護老人保健施設において提供される短期入所療養介護、介護保健施設サービス又は介護老人保健施設において提供される介護予防短期入所療養介護のうち２以上の介護サービス(ケ)　介護療養型医療施設において提供される短期入所療養介護、介護療養施設サービス又は介護療養型医療施設において提供される介護予防短期入所療養介護のうち２以上の介護サービス(コ)　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第14条第３号に定める施設において提供される短期入所療養介護及び同令第22条の14第３号に定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護(サ)　有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち２以上の介護サービス(シ)　軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護又は軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護のうち２以上の介護サービス(ス)　福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のうち２以上の介護サービス(セ)　小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(ソ)　認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護イ　介護老人福祉施設において提供される介護福祉施設サービス及び当該介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。次項において同じ。）において提供される地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する介護サービス情報の調査が同時に行われる場合は、これらの介護サービス情報の調査は、１件の調査とする。 |